

○国立大学法人千葉大学奨学寄附金受入規程

(平成16年4月1日)

改正	平成16年6月1日	平成17年4月1日
	平成17年11月1日	平成18年4月1日
	平成18年12月20日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成23年10月1日
	平成24年4月1日	平成25年10月1日
	平成26年10月1日	平成27年10月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	平成30年8月1日
	令和元年7月1日	令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）における奨学を目的とする寄附金及び有価証券（以下「寄附金」という。）の受入手続等の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 部局 各学部，各研究科，各研究院，附属図書館，医学部附属病院，各共同利用教育研究施設，事務局，各地区事務部，各基幹，各機構，監査室，国際共同教育研究施設及び学長企画室をいう。
- 二 部局長 前号の部局の長をいう。

(寄附金の目的及び条件)

第3条 寄附の目的は、次に掲げるいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 学生又は生徒に貸与又は給与する学資
- 二 学生又は生徒に貸与又は給与する図書，機械，器具及び標本等の購入費
- 三 学術研究に要する経費
- 四 その他本学の教育又は学術研究の振興を目的とする経費
- 五 前各号の寄附目的を遂行するため間接的に必要となる経費

2 次に掲げる条件が付された寄附は受け入れることはできない。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附金による学術研究の結果得られた国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程に規定する発明等及び国立大学法人千葉大学研究成果有体物取扱規程に規定する成果有体物を寄附者に譲渡し又は使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。

四 寄附申込み後、寄附者はその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

五 その他教育又は学術研究上支障があると認められる条件
(寄附金の受入れ)

第4条 寄附金の受入手続については、部局長が行う。

2 部局長は、寄附金の申込みがあったときは、直ちにその内容が前条に定める目的及び条件を満たしているか否かを確認し、受入れの可否を決定する。

3 部局長は、前項の寄附金の受入れを決定した場合は、速やかにその旨を出納命令役(国立大学法人千葉大会計規程に定める出納命令役をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学長及び教授会又は教授会に準ずる機関等に報告するものとする。

4 他大学等から本学への教員の採用に伴う寄附金の取扱いについては、部局長が当該他大学等と協議の上、必要な手続を行うことができる。

(寄附金の収納)

第5条 出納命令役は前条第3項の通知を受けたときは、国立大学法人千葉大会計規程(以下「会計規程」という。)により寄附金の収納の手続を行うものとする。

(寄附金の使途)

第6条 寄附金は、寄附の目的に沿って使用しなければならない。

(寄附金の使途の変更)

第7条 部局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の使途を変更することができるものとする。

一 寄附金により研究等を行う職員が退職することに伴い、当該研究等を担当する職員を変更する場合

二 寄附の目的が達せられ、残額が1,000円未満となった寄附金を他の目的に使用する場合

2 部局長は、前項に規定するもののほか、寄附金の使途を変更する必要がある場合は、寄附者の同意を得た上で、学長の承認を得るものとする。

(寄附金の移し換え)

第8条 部局長は、寄附金により研究等を行う職員が退職後に他の国立大学法人等に採用される場合は、当該寄附金を当該国立大学法人等に移し換えることができる。この場合において、部局長は、前条第2項の規定の例により、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、前項の規定による移し換えを承認したときは、部局長にその旨を通知するものとする。

(寄附金の経理)

第9条 寄附金の経理は、会計規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月1日）

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月1日）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月20日）

この規程は、平成18年12月20日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。